平成28年1月結城市教育委員会定例会

平成28年1月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

○日 時 平成28年1月26日(火曜日)

○場 所 結城市役所 第一会議室

〇出席委員 松浦修三委員長

中村義明委員長職務代理者

石川周三委員 北嶋節子委員 小林仁教育長

○教育委員会事務局

教育部長 中澤四郎, 学校教育課長 鈴木昭一 指導課長 黒田光浩, 生涯学習課長 斉藤伸明 ゆうき図書館長 中塚富雄,給食センター所長 石川好次 スポーツ文化課長 妻木克浩 学校教育課長補佐兼学校教育係長 野村尚美 学校教育課庶務係長 石井智之

1 付議事件及び順序

- (1) 議案第1号 平成27年度教育事務の点検及び評価の結果について
- (2) 議案第2号 結城市立学校児童生徒の「被害のおそれ」に対する早期対応について
- (3) 議案第3号 結城市スクールサポーター推進事業実施要項について

2 報告事項

- (1)教育長報告
- (2)報告第1号 平成27年度小・中学校の卒業式について
- (3) 報告第2号 第16回結城シルクカップロードレース大会について
- (4)報告第3号 第8回「新川和江賞~未来をひらく詩のコンクール~」について その他

午後4時00分 開 会

○学校教育課長 それでは、定刻となりましたので、1月の教育委員会定例会を始めたい と思います。

本日は傍聴希望者がおりますので,委員長より許可をお願いいたします。

- ○委員長 傍聴の希望をされる方がおられますので、これを許可いたします。
- ○学校教育課長 それでは、次第に基づきまして説明させていただきます。

本日の会議は定足数に達しておりますので、成立しております。

委員長より開会宣言をお願いいたします。

- ○委員長 皆様,改めましてこんにちは。また本年もよろしくお願い申し上げます。 では、ただいまより1月定例教育委員会を開会いたします。よろしくお 願いいたします。
- ○学校教育課長 会議の議事進行につきましては、委員会会議規則により、委員長が行う ことになっておりますので、松浦委員長、よろしくお願いいたします。
- ○委員長 傍聴いただいている市民の皆さん、ありがとうございます。

では、議事に入ります前に、議事録署名人の指名をいたします。

本日の議事録署名人は、北嶋委員を指名いたしますので、よろしくお願 いいたします。

では、早速議事に入らせていただきます。

本日の審議案件は3件ございます。

◎議案第1号 平成27年度教育事務の点検及び評価の結果について

- ○委員長 それでは、議案第1号 平成27年度教育事務の点検及び評価の結果に ついて提案説明を事務局よりお願いいたします。
- ○学校教育課長 資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号 平成27年度教育事務の点検及び評価の結果について。

上記議案を提出する。

平成28年1月26日提出,結城市教育委員会。

先にお配りしました別冊で、平成27年度教育事務点検評価結果報告書 (案)がお手元にございますでしょうか。そちらをごらんいただきたいと 思います。

報告書(案)でございますが、先月の定例会において外部評価委員からの報告書に基づき教育委員会の評価を取りまとめていただきました。12ページから15ページの事業となります。学校評価及び事務事業でございます。

内容についてはご確認をいただけたかと思います。その中で1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

9ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは学校評価の目標達成状況のページでございますが、上から2行目、結城市学校評価実施要項に基づく学校評価共通評価項目ごとの達成状況は以下のとおりとなっております。ここで昨年は、この下にこの教育委員会の評価として地域に信頼される学校づくりにおいては地域との連携が不可欠であり、一層の取り組みが必要、そういった意見を特別に付したところでございます。この文言について今年度も付していくべきかどうか、それを審議いただければと思います。その点よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○委員長

ただいま事務局より意見につきましてご説明がございました。

それから、今提案として昨年付記しましたことについての、さらに今年 度の評価についてもそういったことを付記するかどうかご検討願いたいと 思います。

各委員さんのご意見ございましたら, お願いいたします。

石川委員さん。

○石川委員

昨年は地域との連携という話を載せてあったということなんですけれど も,常に地域との連携というのが大事じゃないかなと私は思っているので, ここに載せてもいいのかなと私的には思っています。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにございましたら。

どうですか, 北嶋委員さん。

- ○北嶋委員 地域との連携は大切なので、私も付記したいと思います。
- ○中村委員 同感です。これからますますそれが強調されてくるもう時代だと思うんですね。だから、もうあえてやっぱり載せていかないといけないという考えです。
- ○教育長 地域に信頼されるというのがまず基盤になっていくところでございます ので、引き続き文言をということで考えております。
- ○委員長 それでは、今おっしゃってくださった委員さんの文言をちょっと形を変えていただいて、時代に求められていることなど、そういったことを含めていただきたいと思います。
- ○学校教育課長 それでは、地域との連携が不可欠ということで、昨年に引き続き表記を させていただきたいと思います。

表記をしました報告書案につきましては,今後市議会への報告,ホームページ等の公表と進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長 その他の記載についてはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長では、早速議案第1号につきましては採決に入らせていただきます。

それでは、議案第1号を原案のとおり改正すること、先ほどの文言を付記した上で改正することについて賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長ありがとうございます。

全員の賛成でございます。

よって、議案第1号 平成27年度教育事務の点検及び評価の結果については原案のとおり改正することに決定いたしました。ありがとうございました。

◎議案第2号 結城市立学校児童生徒の「被害のおそれ」に対する早期対応について

○委員長 次に、議案第2号 結城市立学校児童生徒の「被害のおそれ」に対する 早期対応についてを事務局よりの提案説明をお願いいたします。

○指導課長 資料2ページをごらんください。

議案第2号 結城市立学校児童生徒の「被害のおそれ」に対する早期対応について。

上記議案を提出する。

平成28年1月26日提出,結城市教育委員会。

こちらの「被害のおそれ」ということで、何かということで最初わからないと思うんですが、これは実は昨年2月20日に川崎市で起きました中学1年生殺傷事件を受けてのことでございます。文部科学省では、2月20日に川崎市で起こりました中1殺害事件、そちらのほうを重く見まして、連続して欠席し、連絡がとれない児童生徒や学校帰りの集団との関わりの中で、被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取り組みについてという通知を出しております。その通知は20ページ以上あるものですから、簡単に概要を説明させていただきますと、日常の体制ということでは、子供のSOSを受けとめる信頼関係を構築するとともに、相談窓口を周知する。そのほかにもあるんですけれども、2つ目に、欠席児の対応、原則として対面で安全を確認する。連続欠席7日、連続欠席等が7日間になり、正当な事由、児童生徒の病気や事故等がない場合、管理職は速やかに設置者、つまり教育委員会に通知するということになっております。

もう一つ,学校設置者は速やかに支援体制を構築するとともに,関係機関とも連携しつつ対応する。そういうことに関して,こちらの文科省で出された通知のほうに細かく書いてあるものでございます。

ご承知のように、2月20日川崎で起きました生徒殺害事件につきましては、夏休みに部活に参加しなくなっている。そして冬休み明けに登校しなくなっている。さらに友達には殺されるかもしれない、そういうSOSを出していたにもかかわらず救えなかったということで、文科省からの通知になっております。どちらも文科省の通知を受けまして、茨城県でも通

知が作成されまして,各教育委員会のほうに提出されたところでございます。

それを受けまして、各市町村でもそちらの指針を作成して対応に当たっていただきたいということで、こちらのほうで作成させていただいたのが 3ページになります。

結城市立学校児童生徒の「被害のおそれ」に対する早期対応について指針というものでございます。中身については後でごらんになっていただければと思いますが、事故報告ということで、大体文科省、県のほうと同じようなことを書かせていただいております。事故報告につきまして各学校は正当な理由がなく、7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況の確認ができない場合は、市教育委員会に児童生徒事故として報告するものとする。なお、こちらのほうは7日に満たなくても緊急性がある場合には報告するということになっております。

そして、5番の指針の策定ということでございますが、(1)で各学校は、各学校の状況に応じた早期対応に係る指針を策定するものとなっておりますので、こちらのほうでご承認いただければ、各学校におろして新年度からこういうことでスタートさせていただければと思います。ご審議のほうどうぞよろしくお願いします。

○委員長

ありがとうございます。

ただいま事務局より議案第2号の説明がございました。

これについて各委員さんの発言をお願いいたします。いかがですか。

○教育長

今,新年度からというような提案をいただいたところですが、ここで議決いただいて、もしそれでぜひということになれば、もうその日から学校のほうにというのが当然の流れかなと。新年度を待たないでやっていく。現状についてはこのようなケースが今の段階では学校から報告もない、また確認した上でもそういうものはないということになっているわけですけれども、今後そういうことが出てきたときに、速やかにそんな方向がよろしいかと思います。

○委員長

今,ご提案がありました新年度を待たないで,これはスムーズに実施に 移せればと考えます。

ほかにございましたら。

石川委員さん。

〇石川委員

7日間以上連続して欠席とありますけれども、連続というのはなかなかよっぽどのことがない限りはないかと思うんです。それが例えば3日間休んで、1日来て、また休んだとか、そういうこともあり得るのかなと。この中では連続してと、もう3日間連続でも休んだ、どっちかとられないんですけれども、その辺はどういう考えなんですか。もし何回か2、3日出て、また1日休んで、また2、3日とか、それが続くような場合等はどう

いう考えをお持ちですか。

○委員長

答弁をお願いします。

○指導課長

連続して7日間ということは、こちらのほうの指針についても文科省のほうでも強調されておりますが、文科省の細かいところを見ましても、連続欠席3日目安とかそういうことが入っておりますので、本当にもう見つけたらすぐに緊急性があった場合には、すぐに連絡するという体制をとってまいりたいと考えております。

なお、文科省のほうでは連続欠席等が3日間になった場合は担任、養護教諭等がチェックし、管理職へ報告するというふうになっております。そして、2日行って1日休みとか、そういうことで、もしおかしなところを感じた場合には、即教育委員会のほうにということで、そちらのほうも指示できればと考えております。

以上でございます。

○委員長

小林委員さん。

○教育長

今の石川委員の件は、ご意見は(2)のところに準じていくのか。(2)の2行目、この日数が経過するのを待つことなく速やかにというような部分で、今具体的な部分のその3日とか、実際には学校は連絡なく欠席という場合には必ず連絡を1日でもとるし、2日もそういうことが続いたら家庭訪問だし、そういう体制をきちんとやっていくような指導もしていければというふうにあわせて考えてございます。

○委員長

そうですね。解釈はそういう形で、より運用は本当に柔軟に運用してい ただかないとね。

ほかにございましたら。

中村委員さん。

○中村委員

今,この指針をちょっと見て,全部把握し切れないんですが,これは学校において子供たちの状況の把握できるという,そういう中での指針だと思うんですね。これも含めて,指針そのものは私,これでいいのかなと思うんですが,ただ,これで学校がすべてよしとしてしまうんではなくて,結局は子供の安全というのは多岐にわたるんですよ。注意を払うべきところはね。これは当たり前のことですし,今の教育長の話にありましたけれども,もう待つこともないと。おかしかったら,先ほどの文言をつけ加えるという地域の連携との話の中でも全くマッチングがとれるわけですよ。それはやっぱり変だと思ったならば,それは学校のプロですから,教職員は指導の。もうそれができないとやっぱり困る。これが1つのこの指針がやっぱり刺激となって,学校がより子供を見る目を,アンテナを高くするであるとか,ちょっと精神というか,敏感にもなってほしいなと思います。

あとあわせて,これはこの指針云々だけではないんですけれども,ネグレクト等が今問題になっていますよね。学校だけじゃなくて,これは幼児

教育も含めてですよね。だから、こういったところへも管轄はちょっとずれますけれども、なおさらだからタイアップする、そういう姿勢もやっぱり構築していくというのは、これはもう絶対大事なんですよね。これをやっていかないと、やっぱり本当に少子高齢化で大事な将来の、本当に日本を担っていく子供たちの危機が迫っているわけですよね。そういう今何か変な事件がたくさんあるので、そういったこともあわせて学校等にもし伝えることができれば伝えていただければというふうに思います。

○委員長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○委員長

では、この案件については命に係わることですので、できるだけ早く学校現場のほうにもおろしていただいて、柔軟な対応で早期指針づくりに努めていただきたいと思います。

それでは, よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長

では、この案件につきましては早速採決に入らせていただきます。

それでは、議案第2号を議案のとおりすることについて賛成の委員の挙 手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長

ありがとうございます。

よって、議案第2号 結城市立学校児童生徒の「被害のおそれ」に対する早期対応については原案のとおり決しました。ありがとうございました。

◎議案第3号 結城市スクールサポーター推進事業実施要項について

○委員長

次に、議案第3号に移ります。

議案第3号 結城市スクールサポーター推進事業実施要項について提案 説明をお願いいたします。

○指導課長

失礼します。では、資料の4ページをごらんください。

議案第3号 結城市スクールサポーター推進事業実施要項について。

上記議案を提出する。

平成28年1月26日提出,結城市教育委員会。

5ページをごらんください。

結城市スクールサポーター推進事業実施要項がこちらのほうに提出されています。こちらのほうを簡単に説明させていただきたいと思います。

こちらのスクールサポーター推進事業は、結城市の結城市まち・ひと・ 仕事創生総合戦略の中の1つとして提案されているものです。その中でも 結城市と白鴎大学の連携ということで、その中の1つとしてこのスクール サポーター推進事業というものを来年度から実施させていただければとい うふうに考えているものでございます。

スクールサポーター推進事業についてですが、目的としましては、結城市と白鴎大学の連携に関する協定書に基づき、相互に協力し、人的資源の交流を図ることにより、本市及び白鴎大学における教育の発展並びに白鴎大学の地域貢献に資することを目的としております。

実施方法としましては、結城市スクールサポーター推進事業の本市及び 近隣地域に居住し、かつ将来教員を目指している大学生を希望する市内の 小中学校に派遣することにより行うものとするとなっております。

そして、スクールサポーターについて具体的にどういうことをやるのかということは、第7条にありますが、派遣校の学校長の管理監督のもと、その指示により次の各号に掲げる活動のサポートを行うものとする。この場合においてスクールサポーターのみで活動を行うことはできない。(1)授業のサポート。各教科や総合的な学習の時間、特別支援教室等。(2)部活動のサポート。(3)その他派遣校の学校長の指示する事項。例えば適応指導教室補助、不登校に関する補助でございます。あるいは外国人児童生徒の補助などが上げられるかと思います。

謝礼金ということでありますが、こちらのほうは1日当たり1、000円、交通費込み。こちらのほうは白鴎大学では謝礼とは言わずに、あくまでもボランティアの一環ということで交通費というふうに呼んでいるようです。こちらのほうを一応予算として1、000円見ております。それプラス保険は別個入るということになっております。そういうことでスクールサポート推進事業ということで提案させていただきました。ご審議のほうをどうぞよろしくお願いします。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局より議案第3号の説明がございました。

この件につきまして各委員さん,ご質問等ございましたらお願いいたします。

中村さん。

○中村委員

非常にいいことですし、これは賛成はもちろんなんですが、こういった事業は市の単独の事業ではないですよね。こういう事業がたくさんできてきて、結局学校を支援する、そういう目がたくさんふえるということで非常にいいことですし、地域連携の中の1つの構築と思うんだけれども、これをいろいろ組織が増えてくると、どこかが忙しくなるんですよ。必ず。これは本末転倒になってはいけないと私は思うんですね。学校のサポートするのに、学校が校長も含めて先生方が大変になってしまうんではちょっと困るかなと思うんです。機会があるかと思って、きょうちょっとお話しさせてもらったのがあるかもしれない。チーム学校という文科省のプロジェクトが今度出されまして、それも私は意見は述べたんですけれども、そ

ういうふうなものがどんどん出てきて、いいことを進めようとする中で、 じゃ誰がそれをかじ取りするかとか、誰がそれを責任持って見ていくとい う、そこにやっぱりきちっと人員なり組織をつくらないと、結局はただお 祭りで終わってしまうと私は思うんです。その辺をちょっとこの議題から 外れるのかもしれないけれども、そういったものもやっぱり裏づけしてお かないとと思うんですよね。

今までいろいろありました。全部私らが関係してきたことも考えて、みんな機能せずに消えていきます。それはやっぱりそのときにそれを導入しました。でも、そのバックアップ体制がとれてないということですよ。これ誰がやるかというと、やっぱりこれは教育委員会の指導が絶対必要だと思う。今ここに学生さん入ってくる。学生さんは素人ですよね。大学も私は素人だと思います。実際に学校を運営していく中で。そういうときにかなり全体を見渡せる方がやっぱり中心にいてプロデュースしないといけないなと思います。

○委員長

ありがとうございました。

ほかにございますか。

じゃ,私のほうから。これ28年度からですよね。どのくらいの大体想 定して予算組みされているのかということと,あと結局白鴎大学だけに限 定していいのかどうかというのをちょっと私もわからないんですけれども。

○指導課長

まず、予算の方ですが、来年度からの新規事業ということで、ほかにも 古河市と下野市とか小山市が連携してやっているんですが、そちらのほう をある程度参考にしまして、大体予算1人頭1人1回1日1、000円と いうことで、1カ月に8日間を上限として、それで最初なので、一応モデ ル校みたいな形で小学校3校あるいは中学校1校、まずは小中学校のほう にはいろいろと声はかけますけれども、そちらをもとにして3校、1校で、 1校に対して大体3人くらいを予定して、12名。12名掛ける8日間掛 ける1、000円の一応10カ月間を予定しておりますので、合計します と大体当初予算は96万円プラス5、900円の保険料掛ける12名で7 万8、000円の予算を一応今予定しているところでございます。

それで、白鴎大学はどうかということは、これも教育長のほうからもご指導いただいているところでございますが、目的としては白鴎大学との協定に基づきということで第1条にありますが、第2条のほうで結城市スクールサポーター推進事業は、本市及び近隣地域に居住し、かつ将来教員を目指している大学生を希望する市内の小中学校に派遣することにより行うものとしておりますので、大枠は白鴎大学と結城市の連携でございますが、その中で将来教員を目指す大学生にいろいろ門戸を広げていければと考えております。実際古河市と白鴎大学というのではなく、古河市の教育委員会と白鴎大学の教育学部の協定ということで実施しているところですが、

こちらのほうもいろいろな白鴎大学だけではなく,ほかの学生さんも入れているようです。下野市も同じようなところです。ですので,第2条によりそういう広い範囲の学生を対象にするということで捉えられるかなということで考えているところでございます。

○委員長

ありがとうございます。

○中村委員

今の大学、ほかの大学にという話もありますけれども、教員を目指すということからはちょっとずれますけれども、結城看護学校が一時何年か前に適応指導教室でいい動きをしてくれました。これはやはり学んでいるものは大学とまた違うんですよ。でも、適応指導教室の場合といえば、物すごく子供たちに何とかあうというか、そういう動きをしてくれましたね。ただし、難しかったのは、結城看護学校の生徒さんは忙しいです。短い時間で単位をびっしりとるので、もうあそこの学生さんは時間がないんですよ。その中で来てくれた学生さん、いや、いい動きしたんですよね。可能であればそういった学校さんにもちょっと相談するというか、1つの対象として見ていってもいいのかなと私は思います。

○委員長

教育部長さん。

○教育部長

先ほど黒田課長の補足になりますけれども、これは結城市と白鴎大の連携に関する協定書、これは結城・小山連携の中の1つとしまして、白鴎大学の連携でスクールサポート事業の中にあと7つか8つ全部いろいろなものがありまして、それをまとめてこの協定書でまず協定を結んで、その中のスクールサポート推進事業というのが1つというような意味でございます。これで白鴎大学ということになってございます。

以上です。

○委員長

ほかにございましたら。

石川委員さん。

〇石川委員

私からはちょっと授業のサポーターとか部活のサポーターとかここに載っていますけれども、先ほど中村委員からも話が出たんですけれども、学生さんがサポーターをするという話があるんですけれども、やっぱり学生さんも素人の人がやっているものですよね。教えるにあたっての自分もまだ、大学生も素人、教わる中で授業、部活というサポートをするというのにあたって、やっぱり今度大学生といってもまだ20代ぐらいですかね。21、22ぐらいの人が多いのかな。来るとすれば1年生なんかは来ないとは思うんですけれども、ただ、その中で子供たちとの言葉使いや何かトラブルが、極端に言えばちょっとしたことで体罰じゃないですけれども、極端に言えばですよ。そういうことがあったときには行政としてはどういう学校が対応をするのか。そこに今度は保護者ともトラブルがあったときにはどういうふうに考えているのかと思っているんですけれども。

○指導課長

まず、当然守秘義務が出てきますので、守秘義務については第11条の

ほうに書いております。こちらのほうは徹底していきたいと考えております。

また、白鴎大学のほうでは教育学部の中にリエゾン委員会という専門の部署を設けまして、派遣する学生に対しての指導は行っているようです。ただ、白鴎大学以外はちょっと情報がないんでわからないんですけれども、そういうことで、この人を教える、学校に入るというのはどういうことなのかということはこちらのほうでも学生のほうには指導すべきかなと考えております。

以上です。

〇石川委員

当然そういう指導は大事なことだと思うんですけれども、ただ、やっぱり何かあったらどうするのかなんていうのがちょっと心配なところがあったものですから質問をしたんですけれども、形的には当然こうしなくてはならないんでしょうけれども、やっぱり人間ですから、まだ若いですから、その辺がちょっと心配だなと思うんですけれども。

○教育長

石川委員さんのご指摘はもっともで、そういう部分では学校長も管理監督というのは当然ですが、サポーターでございますので、単独で指導するということは大前提としてありません。これは教員が必ず指導監督しながらつくと。そういう体制をきちっとやっていかないと、今の指摘のようなことが危惧されますので、その辺は十分実際に事業を行っていく上でも確実にしていきたいというふうに考えます。

○委員長

ありがとうございました。

これは施行日はいつから。

○指導課長

今後の見通しでございますが、先日白鴎大学のほうに副市長さん、部長さんと企画政策課長さんと、あと私のほうで訪問させて意見を交換させていただきました。今後は結城市と白鴎大学の協定も結ぶんですが、その中で白鴎大学の教育学部と結城市の教育委員会とでこの協定を結ばなければいけませんので、そちらのほうの打ち合わせに2月に入ったら行ってまいりたいと考えております。新年度からできれば結城市と協定書を結んで、6月からはスタートさせたいようなことで考えております。

○委員長

わかりました。

では、意見も出尽くしたようでございますので、早速採決に入らせていただきます。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手をお願いいた します。

(賛成者挙手)

○委員長

ありがとうございます。全員の賛成でございます。

では、議案第3号 結城市スクールサポーター推進事業実施要項については原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

審議案件については以上でございます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

本日の報告事項は、教育長さんの報告を含めまして4件ございます。

◎教育長報告

○委員長 では、教育長さんの報告、よろしくお願いいたします。

○教育長 それでは、資料の8ページをごらんください。

教育長報告,進路状況等について。

上記のことについて,別記のとおり報告する。

平成28年1月26日提出,結城市教育委員会教育長 小林 仁。

9ページの報告でございますが、1、進路状況ということで、(1) 茨城県立古河中等教育学校、こちらのほうが9日に選抜試験が行われまして、結果が発表されたところでございます。9人結城市内のほうからは小学6年生が来年古河中等のほうへ入学する予定であるということでございます。小学校名についてはそこに記載しているとおりでございます。

- (2)の私立中学校の進学児童,現在のところ国学院栃木のほうに,これは中学部になりますが,そちらのほうに4名,常総学院のほうに1名,佐野日大の中等教育学校になりますが,こちらに1名というようなことで現在進んでいるところでございます。
- (3)の高等学校の入学試験日程等でございますが、茨城県立につきましては3月3日、4日に一般学力検査と特色選抜というようなことで、この特色選抜については昔の推薦入試にかわるもので、本人が自己推薦とか、そういう形で受験するものでございます。栃木県立については3月7日、月曜日に一般の選抜学力検査、推薦入学に当たるものが特色選抜として2月8日、9日に行われるところでございます。日程的にはそのような状況で、合格発表につきましては3月11日という状況でございます。今年度は栃木も茨城も同じ日に発表と。そして、私立高校の受験につきましては、茨城は1月下旬に、栃木については2月の上旬におよそ終了というような状況で今中学校ではあると。三者面談等を生徒、保護者と担任等で進めているところでございます。

2番の読書奨励賞につきましては、平成27年の12月末現在で、市長賞につきましては、小学校4年生から6年生対象の100冊以上読んだ児童については小学校で219人、中学校については全学年で50冊、今年になって読んでいる生徒については63人というところでございます。

また,(2)の県の教育長賞ということで,小学校,中学校50冊,30冊で進めているところですが,その達成者については小学校で738人,中学校で196人というような状況でございます。これから3月までにさらに読書の充実というところで引き続き児童生徒のほうをバックアップし

ていきたいというように考えております。

3のその他,(1)成人式典のほう大変お世話になりました。出席率についてはそこにございますように,新成人の75.77%というような出席で,非常に今年度はすばらしい成人式を実行委員を中心に実施いただけたかなというように感じているところでございます。大変ありがとうございました。

- (2)の18日,文科大臣の優秀教職員表彰ということで表彰を受けてきました。前回はこの2人は県の優秀教員ということで表彰を受けたところでございますが、1月18日に文部科学大臣の優秀教職員表彰ということで、この後市長さんのほうにも2月1日にお時間をいただいて表敬訪問をしたいというように考えております。
- (3) の手をつなぐ子らの学習発表会が予定されております。また, 2 月13日にはいばらきっ子郷土検定県大会,代表は結城東中学校の生徒た ちが代表として参加をしていただけるところでございます。
- (5) については新川和江賞ということで、この後図書館長のほうから 具体的にはご報告があるかと思います。
- (6) の2月13,14には公民館まつりということで,第1部は既にサークルの発表会的なものがアクロスのほうで行われたところですが,この後は展示ということで,作品の展示が2月13,14日に公民館全館を使っての催しになるところでございます。
- (7)のシルクカップロードレース大会につきましては、この後スポーツ文化課のほうから連絡があると思います。
- (8) その他として結城蔵美館に画家蔵持容子氏でございますが、結城 小学校で教職をとられております蔵持先生の作品が蔵美館のほうで2月3 日まで展示をされております。それぞれ学校等にはご案内をしているとこ ろでございますが、一応ご報告ということでございます。

以上、教育長報告でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

ただいま教育長さんから報告がございました。

この件につきまして何かご質問等がございましたらお願いいたします。 石川委員さん,お願いします。

○石川委員

今年の成人式,先ほど教育長さんのほうからもすばらしい成人式だったと話が出ましたけれども、そのとおりで、本当に静かな、周りも騒がない、そういう実行委員の人たちがもう精いっぱいのことをやってああいう形ができるということは、今までよりもこれからもそういうふうにしていってほしいなと、そういう気がするんですけれども、表には何かね。でも、静かです。ピンクの髪の毛とかそういう派手な人もいたんですけれども、でも静かだったかなと。騒いでなかったという気がしたんですけれども、場

内でもそういう人がいなかったということで、いい成人式だったと思います。来年もまたずっとこういう形でいければいいのかなと私的には思っています。

以上です。

○委員長 課長さんも大変だと思いますので、本当にありがとうございます。例年 にない成人式でね。

ほかにございましたら。

これから教育長さんが人事異動のほうでも大変でしょうけれども,よろしくお願いいたします。

それでは,教育長さんの報告については以上にさせていただきます。

◎報告第1号 平成27年度小・中学校の卒業式について

○委員長 次に移らせていただきます。

報告第1号の平成27年度の小・中学校の卒業式について説明をお願い いたします。

○学校教育課長 10ページをごらんいただきたいと思います。

報告第1号 平成27年度小・中学校の卒業式について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。平成28年1月26日提出。結城市教育委員会。

11ページに入学式,卒業式輪番表ということで記載をさせていただいております。委員の皆さんにお世話になります小学校ですが,3月22日が卒業式,入学式が4月7日となっております。改めまして招待状等を送付させていただきますので,日程調整をよろしくお願いしたいと思います。具体的には輪番で松浦委員長さんには絹川小学校,中村委員長職務代理者さんには上山川小学校,石川委員さんには山川小学校,北嶋委員さんには江川北小学校,教育長さんに江川南小学校,そういった順番で卒業式に参加をいただきたいと思います。

一部訂正をお願いいたします。城西小学校,図書館長となっていますが、 都合によりましてスポーツ文化課長が出席をいたします。訂正をお願いい たします。

以上でございます。

○委員長ありがとうございました。

ただいま報告第1号を説明いただきました。

この件につきましては何かございますか。

これはもう了承していただいて出席をお願いをいたしたいと思います。

◎報告第2号 第16回結城シルクカップロードレース大会について

○委員長 次に、報告第2号 第16回結城シルクカップロードレース大会につい

て説明をお願いいたします。

○スポーツ文化課長 資料の12ページになります。

報告第2号 第16回結城シルクカップロードレース大会について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。平成28年1月26日提出。結城市教育委員会。

資料の13ページをごらんください。

1月18日現在での確定しました参加申し込みの状況でございます。シルクカップロードレース大会開催日につきましては2月21日の日曜日でございます。種目につきましては例年どおり1.8キロの親子ペア,これは小学生1年生から3年生の親子でございます。1.8キロ小学生,こちらは小学4年生から6年生,3キロメートルが中学生1年生から3年生,それから5キロ,10キロでございます。ペアにつきましては男女問わず出場できます。小学生以下の種目につきましては男子の部,女子の部とそれぞれ分けてございます。組数につきましては3,237組でございます。人数につきましては3,521人のエントリーということになりました。過去15回の開催の中で最多人数,最多申し込みという状況でございます。

それから、四角の表の一番下の段で、市内の中学生の参加申し込み状況ですが、中学生全体で763人のエントリーでございます。うち市内中学校参加者数が614人でございます。中学生につきましては学校ごとに申し込みをしていただいていますので、この集計がとれますが、参考までに小学生につきましては288人のエントリーのうち市内に在住の小学生ということで178人の申し込みがございました。

今後のスケジュールですが、2月4日、運営スタッフの全体会議を行います。それから、2月19、20日で現地の準備を行いまして、2月21日の本番を迎えるというような予定となっております。

以上でございます。

○委員長ありがとうございました。

この件につきまして何かご質問ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○委員長よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 では、参加者数もふえてございますので、大変でしょうが、よろしくお 願いいたします。

◎報告第3号 第8回「新川和江賞~未来をひらく詩のコンクール~」について

○委員長 次に、報告第3号に移らせていただきます。

第8回「新川和江賞~未来をひらく詩のコンクール~」について説明を 願います。 ○図書館長 それでは、資料の14ページをお願いいたします。

報告第3号 第8回「新川和江賞~未来をひらく詩のコンクール~」について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。平成28年1月26日提出。結城市教育委員会。

資料の15ページをお願いいたします。

今年度応募総数ですが、2、060名、昨年2、115名ということで若干減ってはいるんですが、昨年に引き続き2、000を超える応募がございました。その中で審査結果といたしまして、新川和江賞最優秀作品1名ですが、城南小学校3年生の山田明依さんの作品「風のふで」で選ばれております。なお、優秀賞8名、優良賞25名につきましては16ページに全員お名前と学校、学年、それからタイトルを掲載しております。

表彰式ですが、平成28年2月14日、日曜日、開式が午後2時からとなります。場所は市民情報センター3階の多目的ホールになります。本日委員の皆様にご案内の通知をお渡ししてありますので、当日はよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長ありがとうございました。

ただいま報告説明いただきました。

何かございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○委員長よろしいですか。

では、この件につきましてもよろしく図書館の方でお願いいたします。 以上で報告事項も済みました。

何か委員さん方からご意見等がございましたら発言お願いしたいと思いますけれども。

(発言する者なし)

○委員長 では、よろしいですか。

では,以上をもちまして,本日の定例会を閉じさせていただきます。 ご苦労さまでございました。

午後4時55分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会委員長

結城市教育委員会委員